

令和4年度「東京都環境影響評価審議会」第6回総会

日時：令和4年8月30日（火）午前10時00分～

場所：Webによるオンライン会議

—— 会 議 次 第 ——

議 事

1 答 申

「都市高速鉄道第7号線品川～白金高輪間建設事業」環境影響評価調査計画書

2 受理報告

3 その他

【審議資料】

資料1 「都市高速鉄道第7号線品川～白金高輪間建設事業」環境影響評価調査計画書について

資料2 受理報告

<出席者>

委員	会長	柳委員
	第一部会長	齋藤委員
	第二部会長	宮越委員
	荒井委員	平林委員
	池邊委員	廣江委員
	池本委員	水本委員
	奥委員	宗方委員
	日下委員	森川委員
	小林委員	保高委員
	袖野委員	横田委員
	高橋委員	渡邊委員
	堤委員	

(20名)

事務局	藤本政策調整担当部長
	山内アセスメント担当課長
	下間アセスメント担当課長

資料 1

令和 4 年 8 月 30 日

東京都環境影響評価審議会
会長 柳 憲 一 郎 殿

東京都環境影響評価審議会
第二部会長 宮越 昭暢

「都市高速鉄道第 7 号線品川～白金高輪間建設事業」に係る環境影響評価調査計画書について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

「都市高速鉄道第7号線品川～白金高輪間建設事業」に係る環境影響評価調査計画書について

第1 審議経過

本審議会では、令和4年6月22日に「都市高速鉄道第7号線品川～白金高輪間建設事業」に係る環境影響評価調査計画書(以下「調査計画書」という。)について諮問されて以降、部会における審議を行い、都民及び周知地域区長の意見を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第2 審議結果

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る都民及び周知地域区長の意見を勘案するとともに、次に指摘する事項について留意すること。

【騒音・振動】

- 1 建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動について、選定した地点のほか、立坑及び開削部など影響が懸念される地点を現地調査地点として追加するとともに、予測・評価を行うこと。また、夜間工事が想定される場合には、夜間も含めた建設作業騒音・振動の予測・評価を行うこと。
- 2 夜間の道路交通騒音について、環境基準を超過している地点があることから、工事用車両による夜間走行が想定される場合には、周辺住民に対して十分に配慮した環境保全のための措置を検討し、環境影響評価書案において記載すること。

【地盤、水循環 共通】

計画路線周辺は湧水地点や井戸が多数存在しており、関係する地方公共団体においても保全に取り組んでいることから、地盤及び地下水の状況を十分に把握できる位置において現地調査を行い、工事の施行中及び完了後における地盤沈下、地盤の変形、地下水位及び流況の変化について適切な予測・評価を行うこと。

【史跡・文化財】

計画路線周辺には複数の指定・登録文化財及び埋蔵文化財包蔵地が存在しているため、既存資料調査に加えて、周辺の埋蔵文化財包蔵地の情報、発掘調査報告書を精査するとともに、関係教育委員会等と事前に十分な協議を行った上で、調査及び予測・評価を行うこと。埋蔵文化財等が確認された場合については、その公開と保存についても、逐次、関係者と協議の上で対応すること。

【廃棄物】

本事業では、事業区間の約2.8 kmのうちの約2.5 kmがシールド工法及び開削工法を用いたトンネル区間であり、大量の建設発生土等の発生が想定されることから、施工計画の工法や工程に加え、掘削対象とする地質等を十分に精査し、廃棄物等の性状ごとの発生量及び再資源化量について詳細に検討し、予測・評価を行うこと。

第3 その他

調査等の手法について、事業計画の具体化に伴い変更等が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

【審議経過】

区 分	年 月 日	審 議 事 項
審議会	令和4年6月22日	・調査計画書について諮問
部 会	令和4年8月25日	・環境影響評価の項目選定及び項目別審議 (騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、 史跡・文化財、廃棄物) ・総括審議
審議会	令和4年8月30日	・答申

受 理 報 告 (8 月)

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 環 境 影 響 評 価 書	羽田空港アクセス線(仮称)整備事業	令和4年7月22日
2 事 後 調 査 報 告 書	目黒清掃工場建替事業 (工事の施行中その3)	令和4年6月24日
	(仮称)虎ノ門一・二丁目地区第一種市街地再開発事業 (工事の施行中その2)	令和4年6月30日
	豊海地区第一種市街地再開発事業 (工事の施行中その1)	令和4年7月8日
3 着 工 届 (事後調査計画書)	大井町駅周辺広町地区開発	令和4年7月13日
	国立印刷局王子工場整備事業	令和4年7月13日
	(仮称)内幸町一丁目街区 開発計画(中地区)	令和4年8月1日
	(仮称)内幸町一丁目街区 開発計画(南地区)	令和4年8月12日

受 理 年 月 日
令和4年7月22日

「羽田空港アクセス線（仮称）整備事業」
環境影響評価書案審査意見書と環境影響評価書との関連

項 目	環境影響評価書案審査意見書の内容	環境影響評価書の記載内容
騒音・振動	<p>高架橋区間には中高層の住宅等が近接し、工事の完了後に鉄道騒音の著しい影響が懸念されることから、更なる環境保全のための措置を検討し、より一層の鉄道騒音の低減に努めること。</p> <p>また、事後調査において、可能な限り影響を代表する地点における高さ方向の測定を行い、環境保全のための措置の効果を確認し、必要に応じて更なる対策を講じること。</p>	<p>環境保全のための措置に、近接する中高層住宅に対する更なる騒音の低減のため、最新の技術や知見の把握・検討を行い、防音壁の嵩上げや吸音板の設置等の騒音対策については、高架橋の設計性能等の確認を行った上で、素材や形状、性能の比較を踏まえ、可能な範囲での対策の実施に努める旨を追記した。</p> <p>また、これらの対策による効果等について、事後調査において高さ方向の騒音調査を実施し、確認する旨を追記した。（本編 119 ページ）</p>
騒音・振動	<p>建設作業に伴う騒音・振動は、予測結果が勧告基準と同値又はわずかに下回る工種があること、また、夜間にも工事が実施されることから、沿線住民に対して、工事内容等の詳細な情報を積極的に提供するとともに、環境保全のための措置を徹底し、建設作業による騒音・振動の低減に努めること。</p>	<p>環境保全のための措置に、工事の施行前に具体的な施工計画や工事時間帯について工事説明会等で説明する旨を追記した。</p> <p>また、工事の施行中においては、工事のお知らせチラシや工事用看板等で地元住民等への周知を図るとともに、夜間工事の実施に当たっては、地域への情報提供へ努める旨、及び環境保全のための措置を徹底し、建設作業騒音による騒音・振動の低減に努める旨を追記した。（本編 119 ページ）</p>

8月 受理報告に係る助言事項一覧

報告年月日：令和4年8月30日

■事後調査報告書

- (1) 事業名：(仮称) 虎ノ門一・二丁目地区第一種市街地再開発事業（工事の施行中その2）
 事業者名：虎ノ門一・二丁目地区市街地再開発組合

項目	助言事項	委員
騒音・振動	<p>建設機械の稼働に伴う建設作業騒音の事後調査結果が予測を僅かに下回ったこと、工事用車両の走行に伴う道路交通振動が一部で予測結果を上回ったが、いずれも有感振動以下であったことは評価される。</p> <p>一方、工事用車両の走行に伴う道路交通騒音の事後調査結果には建設作業騒音が多く含まれるため、結果自体の評価は困難である（例えば、最も交通量の少ない調査地点 No.3 が最も高い騒音レベルであること、時間率騒音レベルの間にレベル差がないことから、この測定値は建設作業騒音であると推察され、環境基準の達成・未達成を判断することは出来ない※）。</p> <p>なお、建設機械および工事用車両の騒音・振動に係る環境保全のための措置の実施や苦情に対する迅速な対応は十分に評価できる。今後も引き続き、騒音・振動に配慮した事業の推進をお願いしたい。</p>	廣江委員
騒音・振動	<p>No. 3 地点での工事用車両の走行に伴う道路交通騒音が $L_{Aeq} = 71$ dB と、環境基準（昼間、$L_{Aeq} = 65$ dB）を6 dB も超過しています（表②-2）。工事用車両の台数は予測時点よりも減っており、その走行による騒音は予測値（$L_{Aeq} = 63$ dB（表②-10））よりも小さくなると考えられることから、本事業及び他事業の建設作業騒音の寄与が大きいという推測は妥当だと思います。ただ、そうすると、直近で実施されていた本事業の建設作業騒音の L_{Aeq} が71 dB 程度で（虎ノ門二丁目地区の他事業の建設作業騒音が No. 3 地点でその程度の大きさになるとは考えづらいため）、L_{A5} はさらに大きかった可能性があります。これは、新築工事時の建設作業騒音が最大になると予想された地点で行われた建設作業騒音の事後調査結果（No. B 地点で $L_{A5} = 70$ dB（表②-1））よりも大きな値なので、結果的に No. 3 地点の建設作業騒音（L_{A5}）の方が大きかった可能性があるのではないのでしょうか。建設作業騒音の勧告基準（$L_{A5} = 80$ dB）を超えることはなかったと思いますが、建設作業騒音の事後調査について、実施日時・場所が適切であったかを検証しておく必要があると思います。</p>	高橋委員